

ムダなダムをストップ!!

事務局だより No. 18 2007年12月25日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

“ムダなダム” 裁判 今後の日程 いずれも宇都宮地裁302号法廷

☆ 1月16日(水) 13:30~15:00 対宇都宮市長・湯西川ダム

証人尋問の2回目。湯西川ダム事業再評価委員会の長谷部正彦・宇大教授の証人尋問が行われます。宇都宮市の水需要予測の妥当性、水源構成やコスト計算について、再評価はどのように実施されたのでしょうか。適切な再評価が行われたのかどうか、徹底的に追及します。

☆ 1月24日(木) 13:10~13:30 対県知事・3ダム訴訟

ハツ場ダムの財務会計行為について。

「官僚技官 公共事業に依存する官僚たち」

—だれのための公共事業?—

ハツ場ダム住民訴訟3周年報告集会(東京・07/12/9)の報告

1都5県でいっせいに提起された、ハツ場ダム(栃木の場合は“ムダなダム”)建設に反対する住民訴訟も、この12月で丸3年が経過した。原告、被告の主張もほぼ出そろい、各地の裁判所ではいよいよ正念場を迎えている。ムダな公共事業はなぜ止まらないのか、その背景には何があるのか。3周年報告集会では明治大学教授の西川伸一さんを講師に迎え、政治学の視点から「政・官・業」の癒着の真相に迫った。

「官僚技官」という耳慣れない言葉も、「公共事業のために技官を採用するのではなく、技官がいるからムダな公共事業をおこなう」のだと解説されれば、腑に落ちる。国家公務員1種の場合、行政、法律、経済の領域では事務官と呼ばれ、それ以外はすべて技官と呼ばれるらしい。「役人は予算を獲得すること、権限を広げること、それに天下りのポストを増やすこと、この三つを考えて仕事をしている」とは、ある次官OBの言葉だそうだが、年度内に予算を使い切ってしまうないと次年度には削られてしまうという全額消費の原則に縛られ、50歳半ばにして退職し再就職(天下り)するという早期勲奨退職慣行の下では、業界と癒着した族技官が生まれるのも自然の成り行きなのかも知れない。そして部局内での移動を繰り返しながら「川屋」「道屋」といったスペシャリストに成長していくのだ。道路、治山・治水、農業基盤、港湾、下水道の五族は互いの領域を侵食しない、という「五族協和」なる言葉もあると聞いてびっくり。

かつての技官は大蔵官僚などの事務官に比べて多少軽視されるところがあつて、昇進も遅れていたが、公共事業については「大蔵官僚に専門分野の何が分かるのか、と露骨な顔をされるので、要求官庁から上がってきたものを追認するだけで、明らかにムダがあつてもとても手は出せない」

ということで、「事務官と技官は互いの領域を侵さず共存共栄の関係を保っている」のだという。

西川教授は最後に、「人が組織に不満を覚えたときに出る行動は、退出と抗議である。八ッ場ダムの場合には、退出という選択肢はないので、抗議の声を上げ続けるしかない」と締めくくり、集会の参加者を激励してくれた。

集会では国会議員（保坂展人、大河原雅子、塩川一也さん）の挨拶や、統一弁護士から八ッ場ダムの治水、地盤の危険性、環境についての詳しい説明と各地からの報告があった。ムダなダムをストップさせる栃木の会からは伊藤武晴事務局長が、栃木の会に関わっている3つのダムについて治水上、利水上、環境上の問題点を報告した。（文責：葛谷）

法廷の状況

予測と実績の乖離は分析しないまま・・・

それでも「見通しを誤ってはいない」と強弁

・・・のらいくらいの郷間証人

対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟 第14回・07/10/3

宇都宮市水道局の郷間参事が証言台に立った。大木弁護士と郷間証人のやりとりの中で主要内容の概略を以下に記す。

大木弁：水需要予測を何度か変更しているが、どのような場合に変更するのか。

郷間：水道指針の中に基準はない。政策的に上位計画が大きく変わった時、許可を得る時、総合計画と乖離が生じた時に変更する。

大木弁：節水について今までどのように考慮してきたのか。

郷間：局の広報でPRしてきた。

大木弁：具体的な分析はしていませんね。

郷間：していません。

大木弁：1日平均給水量は減少しているのではありませんか。95年をピークとして減少傾向にあると読みとれますね。

郷間：はい。

大木弁：市の予測は、右肩上がりになっているが、実績を見て予測が誤っていたと思わないか。

郷間：景気の上向き、水洗化率の上昇により、長期的には指針のようになると考えている。

大木弁：予測どおりに伸びていないというだけでなく、かえって減ってしまっている。予測は間違っていたのではないか。

郷間：間違っていない。

大木弁：1995年度を最終年度として31万 m^3 /日と予測したが、実績は22万 m^3 だった。9万 m^3 も低い。相当な予測の誤りと思うが、予測が極めて甘かったのでは。

郷間：バブルがはじけた。社会経済情勢の変化によるものだ。指針に沿って予測したので、その時点では正しかった。

大木弁：実績に近い予測であればダムへの参画は不要だったのではないか。

郷間：その時点では、やはり必要だということで参画している。

大木弁：平成4（1992）に水需要予測を行っていますね。バブルが崩壊したのに、人口は未だ増え続け、給水量も未だ増えると予測している。

郷間：過去10年程度の実績を見て、今後も同様の水の使われ方をするのではないかということ

で、設計指針に基づいて、適切に予測した結果である。

大木弁：98年にまた見直しをしている。実績は減少傾向にあったのに、何故そういうことを見込んで予測しなかったのか。

郷間：短期的に数年需要が下がったから将来もそのままいくというような想定はできない。長期的に考えざるを得ないということで、指針に基づいて将来予測をした。

大木弁：しかし、この時期、人口も増え、水洗化、核家族化、水道普及率、大規模開発等いずれも進展しているが、水需要は減っている。水需要が減っているのは減少要因があるからだが、当時、その減少要因をどのように把握して水需要予測に入れたのか。

郷間：(まともに答えず。)

裁判長：あなたは、減少の原因について平成10年当時分析したんでしょう。

郷間：していません。

大木弁：減少要因はこの当時全然分析しなかったということによろしいのか。

郷間：うん。ただ、想定の中で社会的、一般的になぜこうなんだということは検索している。節水型全自動洗濯機の普及の影響が一番大きいのかなど。

裁判長：それは、平成10年度にあなたがたがある程度分析をして、節水型の洗濯機の普及が水需要の減った原因の大きな原因の一つだろうと考えていたわけですね。

郷間：はい。

裁判長：ちなみに、平成10年度のときは、節水型の洗濯機が今後普及していくという予測はつかなかったの。

郷間：そのころも見通しは掴んだような記憶がある。節水型全自動洗濯機は平成6年から10年ちょっとくらいで100%置き換わると考えた。

大木弁：横浜市が平成6年度から平成16年度までの推計をしているデータと混同していないか。

郷間：その辺は理解できない。

大木弁：陳述書の9ページに、給水人口を55万から49万0500人に下方修正し、1日最大給水量を31万から22万6000m³/日と修正したとあるが、このとき、なぜ今までの予測がこんなに誤っていたのかという検討をしなかったのか。

郷間：誤ったという認識はない。市の総合計画の人口見通しが大きく減少してきた。その影響が非常に大きい。

大木弁：人口減の大きさと給水量減の大きさでは比率が全く違うのに、間違っていたという認識はないのか。

郷間：ない。

大木弁：経済性が大切だ。そのために予測が大事なのに、予測と現実が大幅に狂っているということであれば、経済性を発揮しなかった水道局の責任は大きい。

郷間：適切な見直しはしたと考えている。

大木弁：平成14年の水需要予測についても長期的には水需要が増えるんだということを言っている。家計支出と水洗化を考慮したというが、この二つは共に増加要因ですね。平成5年から18年の家計支出の増減と1日平均給水量の関係(家計支出は増加したり減少したり、給水量は減少傾向)には相関はないのではないか。

郷間：相関はあったと考えている。

大木弁：実際、統計から相関が見られないということは、適正に指針にしたがって計算したという、その分析自体が間違っていたことを示すものではないか。

郷間：その精査は自分には判らない。

大木弁：平成14に1日平均給水量、一人当たりの平均給水量の減少の事実について、どのよう

に分析、検討したのか。更に、どのように予測に反映させたのか。

郷間：予測については、指針に基づいて重回帰分析の中で、水需要の要因に関連の深いものを相関分析をして、一番妥当なのはどれかと。

裁判長：それは判っている。まず、分析をしたのか、しなかったのか。

郷間：推計ではしておりません。推計の中へは反映しておりません。

裁判長：減った原因は判らないままに、さらに2002年に推計を立てたということによろしいか。

郷間：水需要予測としては、こういう要因があるだろうというような抽象的な分析は確かにしておりました。ただ、水需要予測の結果は、重回帰分析の公式の中、指針に基づく公式でやってきたものですから、それには入ってきていない。

裁判長：水需要を推計するにあたって、推計と現実と乖離がある以上、何でその差が生じたのか検討しないと次の推計が立てられないでしょう。

郷間：そういう検討はしている。地下水ビジネスの普及で大口需要者が自分で地下水をくみ上げて飲料水に使っている。そういうところが非常に多くなってきた。

大木弁：陳述書にはそんなこと書いてないし、われわれが入手した資料にもない。本当に検討したのか。陳述書では中・大口径（業務用・工業用）は横ばいだという推計を立てている。小口の家庭用について分析したとある。その中であるのは、節水している割合ということしか書いてない。検討したのは、節水している割合だけではないか。

郷間：国のアンケートのデータを参考にした。宇都宮市独自の基礎データはない。

大木弁：それはどういうものか。アンケート調査で、あなたは節水に気がつかっていますかというようなものではないか。

郷間：忘れた。

大木弁：重回帰式モデルで、家庭消費支出と水洗化率の他に検討したのは。

郷間：老人人口、1人当たりの住宅面積、小売業の店舗数など。

大木弁：増加要因のみを考慮したのだから、予測が右肩上がりなのは当然である。その予測が誤りであったとは思わないのか。

郷間：長期的には予測のとおりになると考えている。

大木弁：ペットボトル等に押されて水需要が減ると考えなくてはならないのではないのか。節水型トイレ、食洗機の普及についてどう考えるか。

郷間：進んでくるのかなとは思いますが、具体的な節水型機器の把握はしていない。

大木弁：次に湯西川ダムについて聞きます。水需要が増えていくという前提で進めていますね。減少要因を含めて検討すれば、ダムは必要ないのでは。

郷間：平成14年の水需要予測と水源構成の見直しの結果、日量2万4000トンは必要な水だとした。

大木弁：当時の猪瀬局長の答弁「5万トンが必要かどうか。ダム使用権設定に76億円かかる。金がかかるが先行投資と考えている」とある。5万トンも必要なのか猪瀬さんは疑問をもっていたのではないか。

郷間：平成11年の時点ではそのような疑問をお持ちになっていたのかと思う。

大木弁：有収率について聞きます。有収率を88%止まりにした理由はコストか。

郷間：有収率を上げるには、漏水を止めればよいが、地下漏水は対策が困難。コスト上の問題である。

大木弁：「類似市では91%」とある。なぜ、平成22年以降88%以上に高めようとならないのか。

郷間：実行可能な数字しか掲げられない。地域の状況によるので、他の市との比較は無理。

大木弁：最近になって漏水事業費が減額しているのはなぜか。

郷間：平成2年から石綿管の敷設替えに取り組んだため。石綿管の後もコストをかけると、有収率は上がるかも知れないが水道料金がとんでもなく上がってしまう。

大木弁：水量表を見ると、平成18年の有収率は85.11%（計画では86%）で、計画を下回っているが、金をかけていないからではないのか。

郷間：今後とも努力していきたいと考えている。

大木弁：1日最大給水量が発生するのは6～8月ですね。白沢水源の取水可能量は夏場は冬よりもっと採れますよね。白沢と宝井に夏場それだけあるということは（冬より7万も）、余裕率は十分ということですね。

郷間：地下水観測調査によると、近くの水田、降雨、河川水に影響されるようなので、安定した取水ということになるとどうなのか。

大木弁：水道普及率について聞きます。「今後、水道管の整備が残された地域は人口密度が低く、地下水が豊富な地区である」、と記述がある。水道管の必要がない地域なのではないか。

郷間：やがては、水質、水量の問題で井戸が涸れるといったことを考えておかざるを得ない。

大木弁：松田新田のロス率について。8%というが、実績は必ずしも8%ではない。網目が大きすぎるのではないか。他の浄水場では1センチというところもある。

郷間：システムの安全性から、網目を2.5センチにしている。ロスといっても大半が浄水場内で使われる。指針では10%となっているので問題ない。

大木弁：クリプトスポリジウムについて。対策は。原因は畜産農家の排水か。

郷間：はっきり言えない。

大木弁：畜産農家の何が問題なのか。

郷間：排水である。下水の終末処理場もある。指標菌が検出されると対象施設とされる。

大木弁：濾過装置を付ければ使えますね。羽村の施設は知っているか。

郷間：はい。

大木弁：他市の資料は集めたか。紫外線処理について知っているか。

郷間：はい。宝井の場合、ポンプ場を作る必要があるが敷地が狭いので。休止、いや廃止を前提とした休止であるから処理装置の検討はしていない。

大木弁：コスト計算について聞きたい。宝井のみ取水量を減らしているがなぜか。宝井水源をもっと活用すれば、宝井水源のコストはもっと下がり、全体のコストも下がるのではないか。

郷間：スケールメリットを生かしたコストを考えた。維持管理費の安い順から考えた。

大木弁：次に湯西川ダム参画について。

郷間：建設大臣から照会があって、参画することにした。

大木弁：市の水道局は赤字ですよ。それなのに水道料金を値下げした理由は、県の供給価格が下がったためと言うが、本当は、不満が高まっているので財政状況は厳しいが値下げせざるを得なかったのではないか。

郷間：ちがいます。

大木弁：湯西川ダムからの撤退を検討したことはないのか。

郷間：再評価は行っている。

大木弁：「循環型社会の構築に貢献します」と述べているが、湯西川ダムの建設は自然生態系に大きな悪影響を及ぼすことを考えなかったのか。

郷間：ダムは国が適正に対応している。

大木弁：今日は以上。

生物多様性条約に違反し、種の保存法にも違反

湯西川ダム環境問題について・若狭弁護士が陳述

対県知事・3ダム訴訟第14回(07/11/15)の状況

若狭弁護士の陳述内容：85年に実施された次官通達に基づく環境影響評価は、項目が公害や自然環境に限定されている上、代替案との比較検討や内容の適正を審査する制度的手当もなかった。ダム建設で最大の影響を受ける予定地周辺地域の人々の生活環境に関する記述も全くなく、お粗末きわまるものであった。国交省はその後、多額の費用と時間をかけ調査を継続したが、調査すればするほど、植物、ほ乳類、鳥類等で新種が確認され、この地域が多様な野生動植物の宝庫であることが明らかとなった。

【生物多様性条約との関係】湯西川ダム建設予定地及び周辺地域は、生物多様性が極めて豊かであることがはっきりしたが、生態系への変化について科学的な調査、検討はまったくなされていない。「湯西川ダム稀少猛禽類プレモニタリング検討委員会」も、委員長が「・・猛禽類のことだけを考えるとダム建設はほとんど進まないことになる・・」と語っているように、本件ダム建設事業を前提にした上での対策を検討するものに過ぎず、真の環境影響評価とは言えない。

【種の保存法との関係】ダム建設予定地周辺には種の保存法により国内稀少野生動物種として指定されている、イソツ、クマカ、材カ、ボグロシ、材ツ、ハブサの6種の生息が確認されている。ダム建設事業はその生息環境に著しい影響を与え、種の保存法に反する違法な行為となることは確実。

【景観上、水質の問題】湯西川ダム建設予定地周辺には湯西川の流が作った自然豊かな渓谷が存在しているが、ダム建設によりその景観は失われてしまう。また、上流部の湯西川温泉から排出される栄養塩類が流れ込む湯西川ダムは、藻類の異常増殖が進行し、水質が悪化することは必至である。

【結論として】本件湯西川ダム建設事業は、自然環境に極めて重大な影響を及ぼすおそれが大きく、また生物多様性の破壊に関しては生物多様性条約に反すると共に、種の保存法で国内稀少野生動物種として指定されたイソツ、クマカに対しては同法9条に違反する結果となることが確実であるにもかかわらず、条理法上及び生物多様性条約に基づく適切な環境影響評価が実施されておらず、環境影響評価義務を怠った違法な事業というほかない。

このような違法であることが明らかな事業について、栃木県をはじめとする関係自治体に対して費用の負担を求める国土交通大臣の納付通知がいちじるしく合理性を欠き、無効であることは明らかであり、この納付通知に基づき栃木県をはじめとする関係自治体の執行機関が漫然と負担金を支出する行為は、財務会計上の誠実義務に反する違法な行為である。

2007年度会費の納入のお願い

2007年度も終わりに近づきました。

今年度の会費納入が未だの方には、振込用紙を同封させていただきました。裁判支援のために、どうか会費を納めて下さるよう、お願いします。なお、カンパも受け付けています。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：小山市城東2-10-22

TEL：0285-23-8505

FAX：0285-22-5608

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609